

平成29年8月18日
東京土地家屋調査士会
研 修 部

**神奈川県土地家屋調査士会 専門実務研修「法学研修（民法・
民事訴訟法編）」の開催について（お知らせ）**

このたび、神奈川県土地家屋調査士会より標記研修会（受講費用：7,500円
※ 全7回）の開催について、別添のと通りの案内がありました。

受講を希望される会員におかれては、別紙2の「申込書」に所要の事項を
ご記入の上、神奈川県へ直接お申し込み下さるよう、お知らせ致します。

神調研発 第6043号
平成29年8月18日

東京土地家屋調査士会
会長 野城 宏 様

神奈川県土地家屋調査士会
会長 鈴木 貴志



専門実務研修（有料）「法学研修（民法・民事訴訟法編）」 の開催について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、神奈川県土地家屋調査士会に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会では、不動産の表示に関する登記及び境界に関する専門資格者として国民の信頼に応えるべき会員の知識・技術の研鑽に努め、その資質の向上を図るため、精力的に研修を実施しており、その一環として、全会員を対象とする研修会を毎年度2回実施するほか、より専門的な理論・技能の習得を図るための専門実務研修を随時実施しております。

この度、標記の研修会を下記の要領により開催することとなりましたので、貴会会員の方々のご参加をいただけますようご案内いたします。

記

研修概要

土地家屋調査士業務に関係の深い実体法としての民法を、また手続法としての民事訴訟法を本年度の法学研修のテーマとします。講義では業務について民法上問題となりうる基本的な知識と理解の整理を予定しております。ADR特別研修対策としてもこの機会に是非ご参加ください。

開催要領

募集定員 10名（申込先着順）

※定員満了後の応募についてはお断り状にてご案内致します。

受講対象者 会員のみ

日程・時間 下記日程で 民法4回+民事訴訟法3回 の全7回

受付18時00分～ 講義18時30分～21時00分（2時間30分）

※CPDポイント数 1回：2.5ポイント（全7回：17.5ポイント）

ただし、欠席、遅刻または早退のある場合は、異なります。

会場 神奈川県土地家屋調査士会館 3階 研修室

持参品 筆記用具、六法

受講費用 7,500円（全7回）

（片方の講師のみの受講申込はできません）

申込期限 平成29年8月25日（金）必着

申込方法 別紙、法学研修申込書に必要事項記入の上、本会事務局宛

FAX（045-312-1277）願います。

- ・申込締切り後、受講決定者に対し事務局より費用払込案内をお送りします。（申込をされた方で8月30日（水）迄に費用払込案内がお手元に届いていない場合は、本会事務局宛連絡をお願い致します。）

- ・受講費用の払込をもって本研修への正式申込とさせていただきます。

平成29年度 法学研修 開催内容とスケジュール

テーマ「調査士業務に関わる民法」

講師 弁護士 井上 潮 氏

== 講師コメント ==

土地所有者が、隣地所有者の立ち会いを得て、法的手続外で境界確認を行う。
土地家屋調査士の先生方が日常的に遭遇する場面と思われますが、本講義ではこの境界確認に着目して、

1. 不動産とは何か。所有権とは、どのような権利か。境界確認とは、どのような法律関係なのか。
2. 土地所有者となり得るのは誰か。実際に境界確認を行い得るのは誰か。
3. 所有者は、どのようにして所有権を取得したのか。

といった基本的な事柄を、民法の観点から確認していきます。

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-----|------------------------------|
| 第1回 | 平成29年 | 9月 | 6日 | (水) | ①権利義務の客体等（不動産、所有権及び境界確認の諸問題） |
| 第2回 | 平成29年 | 9月 | 13日 | (水) | ②権利義務の主体（「人」に関する問題） |
| 第3回 | 平成29年 | 9月 | 20日 | (水) | ③権利義務の変動(1)（契約に関する問題） |
| 第4回 | 平成29年 | 9月 | 27日 | (水) | ④権利義務の変動(2)（相続及び時効に関する問題） |

※各回の講義テーマは、回を跨ぐことがあります。

テーマ「民事訴訟法」

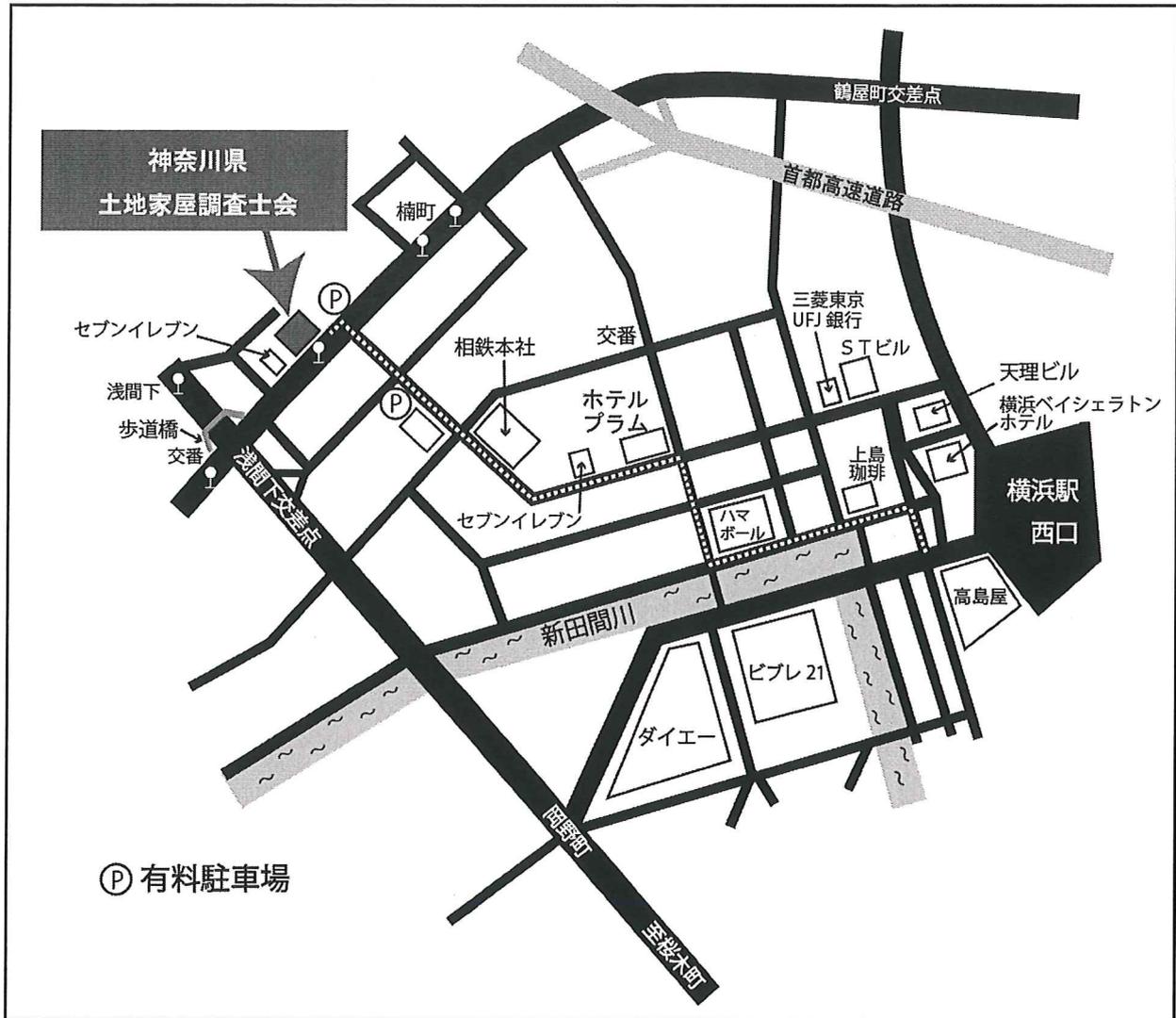
講師 弁護士 柳川猛昌 氏

== 講師コメント ==

民事訴訟手続のおおよその流れをご理解いただくために、民事訴訟の基本原則、手続きの流れをご案内しつつ、可能な限り具体的事例を用いたいと思います。筆界確定訴訟、取得時効を原因とする所有権移転登記手続で問題となる裁判上の事実、具体的に用いられる証拠として何が考えられるか、またこれらの訴訟を踏まえつつ登記手続、地図の問題をスムーズにクリアするために土地家屋調査士、弁護士が何に留意すべきかも検討したいと思います。この機会により良い境界紛争解決のため、どのような工夫が可能かについて先生方と一緒に考えたいと思っています。よろしくお願ひします。

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|----------------------------------|
| 第1回 | 平成29年 | 10月 | 4日 | (水) | ①民事訴訟の基本原則
②手続きの流れ(具体的事例を交えて) |
| 第2回 | 平成29年 | 10月 | 11日 | (水) | ③筆界確定訴訟
④取得時効等 |
| 第3回 | 平成29年 | 10月 | 18日 | (水) | ⑤その他 |

神奈川県土地家屋調査士会所在略図



所在地	横浜市西区楠町18番地
電話番号	(045) 312-1177
交通機関	横浜駅西口地下街C階段を上り、6番もしくは7番バス乗り場発車バスに乗車、浅間下バス停車車 浅間下交差点より約50m